

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和2年9月29日

県南広域振興局長 佐々木 隆

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア イオンタウン株式会社

イ DCMホームマック株式会社

ウ 有限会社アピオ・プランニング

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 江刺ツインプラザ 奥州市江刺八日町一丁目300番地ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 廃棄物等の保管施設の位置

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(4) 変更する年月日

ア 令和2年9月14日（廃棄物等の保管施設の位置に限る。）

イ 令和3年5月15日（荷さばき施設の位置及び面積に限る。）

(5) 変更の理由 廃棄物保管施設の移動のため及び荷さばき作業の実態に合わせるため

2 届出年月日 令和2年9月14日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所